

内閣官房及び内閣法制局・内閣府本府入札等監視委員会

第22回会議議事概要

開催日及び場所	第22回会議 平成26年7月8日(火) 中央合同庁舎第8号館8階特別中会議室
委員	委員長 國廣 正 (弁護士) 委員 今井 猛嘉 (法政大学大学院法務研究科教授) 委員 大森 明 (横浜国立大学大学院国際社会科学研究院准教授) 委員 長岡 美奈 (公認会計士) 委員 寺田 麻佑 (国際基督教大学大学院アーツ・サイエンス研究科准教授)
議事	○平成25年度 第3・4四半期の契約に係る審議 ○その他

○平成25年度 第3・4四半期の契約に係る審議	
審議対象期間	平成25年10月1日～平成26年3月31日
対象案件の説明	○対象期間における契約の全体(内閣官房69件・内閣法制局2件・内閣府207件)について事務局から説明 ○審議案件抽出の考え方について当番委員から説明 抽出にあたっての関心事項 ・落札率の低い案件について、予定価格の積算を含め入札が適正に行われているか確認。 ・契約内容が特殊な案件について確認 さらに以下の観点から各案件を絞込み
審議抽出案件	4件
【競争入札】 最低価格落札方式	(官房)1件 (関心事項) 一者応札であり落札率が低いため理由を確認する。 契約件名：政府CIO支援業務業務 契約相手：伊藤忠テクノソリューションズ株式会社 契約金額：15,645,000円 契約日：平成25年12月20日 担当部局：内閣官房副長官補
【競争入札】 最低価格落札方式	(府)2件 (関心事項) 一括入札ではなく個別入札とした理由を確認する。 契約件名：地域における女性活躍促進事業(a.企業の女性活躍推進度調査事業の企画・運営業務、b.「出張!人材活用コンシェルジュ」・「企業別マネジメントスキル向上セミナー“働き女子のトリセツ”」の企画・運営業務) 契約相手：株式会社ブレインワークス 契約金額：a)1,131,900円、b)1,554,000円 契約日：平成25年11月22日 担当部局：男女共同参画局

<p>【随意契約】 不落・不調随契</p>	<p>(府) 1件 (関心事項) 不落・不調随契となつた原因を確認する。</p>	<p>契約件名：社会資本ストックの工学的特性を踏まえた推計手法の見直しと社会資本サービスの試算に関する調査 契約相手：株式会社野村総合研究所 契約金額：8,694,000円 契約日：平成25年10月8日 担当部局：政策統括官（経済社会システム担当）</p>
<p>委員からの意見・質問 それに対する回答等</p>	<p>別紙のとおり</p>	
<p>委員会による意見の 具申又は勧告の内容</p>	<p>なし</p>	

別紙

意見・質問	回答
<p>1 政府CIO支援業務業務</p>	
<p>予定価格はどのように作成したか。</p>	<p>予定価格については、あらかじめ参考見積りをもらい、その中の1日当たりの単価を参考にして作成した。</p>
<p>入札の結果かなり安く落札されたと思うが、見積もりと大きく乖離する場所は、人件費のところが大きいかということか。</p>	<p>人件費について、単価をそのままにしてスキルの高い者を充てると工数は減り、基本的には下がっていく。また、出精値引きということで、やはり落札したいという強い意向が業者にあったのではないかと考えられる。</p>
<p>この案件は一般競争入札の最低価格の方法をとったが、技術的な評価を勘案する必要はなかったか。</p>	<p>業務要件を仕様書にしっかりと書き込むことにより、総合評価方式でなく最低価格方式で対応できると判断した。</p>
<p>価格だけで入札を行うと、技術的な相違が見えなくなり、うまく評価されない可能性があると思う。今後、スキルフルな人が少ないような業務の入札を行う場合には、価格だけでなく技術的な要素を勘案する総合評価方式でもいいのではないかと思った。</p>	<p>そのとおり。当室で持っている他の案件では総合評価方式にしたものもある。業者に提案的な内容を求める場合には、総合評価方式がいいと思っている。</p>

2 地域における女性活躍促進事業

<p>同様な案件について別々の入札を行っているものを審議案件の対象として抽出したが、実施地域が違うこと、業務の内容が全く別のことを行っていること、入札そのものは内閣府で、入札条件は地方が決めているという理解でよいか。</p>	<p>そのとおり。</p>
<p>予定価格の作成にあたり、実施地域の業者を選んで参考見積りをとったのか。</p>	<p>参考見積りとして東京の事業者から1社、地方の事業者から2社の提出があった。提出のあった参考見積りを参考にして内閣府で独自に積算を行い、予定価格を作成した。</p>
<p>入札参加の意向のあった7社のうち4社について資格が認められなかったのはなぜか。</p>	<p>事前に履行体制証明書を提出してもらい審査した結果、十分に履行できるものではないと内閣府が判断した。本案件は企業調査がメインとなることから履行体制証明において過去3年間の実績を確認したところ、企業調査をそもそも行ってないことが判明したことから、入札の参加を認めることが出来なかった。</p>
<p>この案件も一般競争入札で十分できるものか。業務の内容から見てそんなに高度な企画的なものでないということか。</p>	<p>そのとおり。都道府県からも、きめ細かな事業のスキームを出してもらい仕様書を作成している。要は、それができるか出来ないかというところで判断している。</p>

3 社会資本ストックの工学的特性を踏まえた推計手法の見直しと社会資本サービスの試算に関する調査

応札は3社がしてきたが価格が折り合わなかった。何回入札をおこなったか。

説明会に3社が参加し、応札は1社である。入札は3回まで行い落札できなかった。その後、不落による随意契約交渉を行った結果、予定価格の範囲内であり、この価格で業務を実施できるという確約が取れたことから、随意契約とした。

1回限りの1者応札でなく、平成22年度から同じ業者が応札、落札をしており、説明会には数社くるという状況が続いているということなら、参加しないところに応札しなかった理由を聞いてみるというのが一つの大事なことだ。

聞いてみる。

○その他

- ・「調達に関する事項の情報共有」、「平成26年度調達改善計画」について事務局から説明。